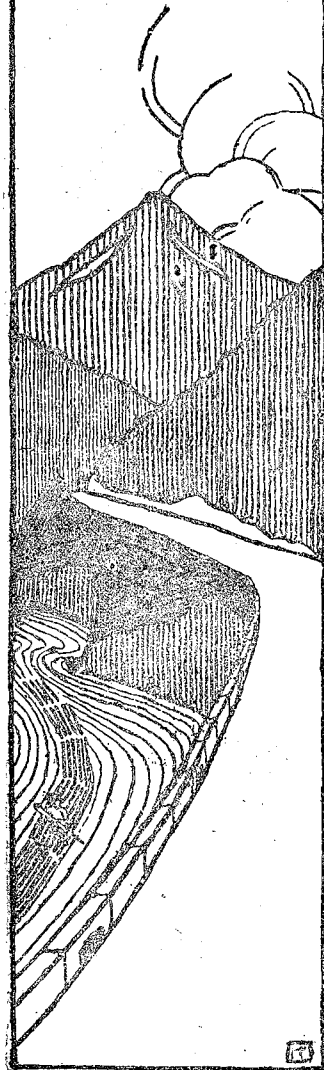


紹 介



◇國道三號線別府市御越町間 改築工事の概要

大分縣技師 松 本 一 郎

一 沿 革

別府市御越町間現在國道は屈曲甚だしく其幅員僅に三間に過ぎず而も市街地の中央部を通過し鐵道の踏切多く近時自動車交通益々多きを加へ危険の程度甚だしきに至れり茲に於て先づ小倉大分間國道改築計畫の第一着手として本道の改築

を計劃するに至れり然るに現在の國道を擴張改良せむとする時は人家連檐の箇所多く爲に用地買収及家屋移轉に多大の工費を要するのみならず別府市地内に於て八間幅を有する既設道路を利用し得ざるを以て之を海岸部に變更方大正十一年一月七日申請し大正十一年三月二十四日之れが告示を見たり

而して之れが工費は總額約參拾七萬圓にして内電車敷幅員

三間に對する工費は九州水力電氣株式會社の負擔とし幅員五間に對しては其の工費二分の一を國庫の補助を受くることとし大正十一年より二十二年繼續事業として大正十一年十月臨時縣會の議決を經施行するに至れり

二 改築路線

本線は別府市海岸北端を起點とし石垣村海岸を通過し御越町に入り國道と温泉道路分岐點を以て終點とし延長二千八百八十間幅員八間にして内橋梁十三箇所延長六十三間とす(平面圖參照)

三 改築工法

- (イ) 幅員は八間とし中央三間を軌道敷に充つ
- (ロ) 曲線は最少半徑を二百間とす
- (ハ) 縦斷勾配は最急百分の一最緩二百百分の一とす
- (ニ) 横斷勾配は二十分の一とし中央に適當なる弧形を附す
- (ホ) 盛土の土羽勾配は一割五分とし切取面の勾配は一割とす
- (ヘ) 土留擁壁は其の勾配三分乃至五分とし水路又は海岸

に接する箇所其の他特殊の箇所限り施工し主として裏詰コンクリート石垣を以て築造す特に海に直面せる箇所は根柢捨石を爲し路肩には鐵筋コンクリート防波壁を築造す

(ト) 路面は輾壓せる砂利道とし砂利厚三寸下敷眞土厚三寸とす

(チ) 排水水路線の附近は地勢一帯海に面し傾斜せるを以て道路築造後排水を阻害せざる様山手に排水溝を設け河川に導き又は暗渠により海に放流す

(リ) 暗渠は一尺、二尺、三尺、四尺の四種とし側壁は裏詰コンクリート石垣、蓋は鐵筋コンクリート造とす

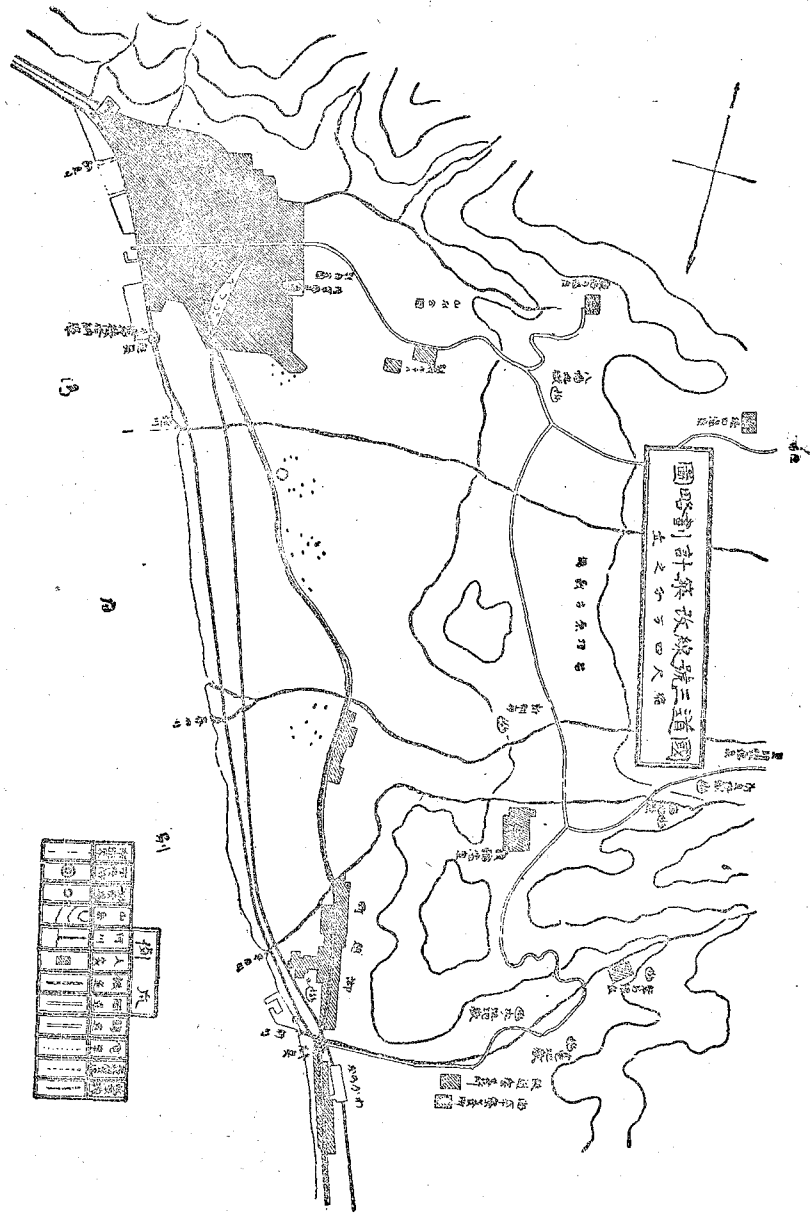
(ヌ) 橋梁は全部高欄内幅八間とし其構造は橋臺及橋脚共適當なる基礎の上にコンクリートを以て築造し橋體は鐵筋コンクリートとす耐力は道路構造令に據る

(ル) 並木は「プラタナス」を植栽す

四 用地及地上物件

用地買収及地上物件補償價格は二十一名の買収委員を設け評價の上下土地物件所有者に協議せり

介紹



五 工費及補助

道路幅員八間に對する工費總額は參拾六萬八千六百九拾圓にして其の支出年度及國庫補助額左の如し

年 度	工 費	國 庫	九 州	水 力	電 氣	備 考
	豫 算	額 補 助	額 補 助	額 補 助	額 補 助	
大正十一年度	二八、五〇〇	〇	〇	〇	〇	五〇〇〇
大正十二年度	三〇〇、二〇〇	〇	〇	〇	〇	八八、二五九
大正十三年度	三〇〇、〇〇〇	九五、二三五	〇	〇	〇	大正十三年度以降補助額ヲ含ム
計	三六八、六九〇	二二、二三五	〇	〇	〇	二六、二五九

而して其の工費別左の如し

一、工事費 一四一、二〇一、〇〇〇 圓

- 一、潰地及地上物件費 一一五、八四三、二〇〇
- 一、雜費 一一、六四五、八〇〇
- 計 三六八、六九〇、〇〇〇

六 工 事 施 行

工事は之を請負に附し別府市及御越町に各監督員詰所を設置之れが監視に當れり、工費用セメントは縣に於て直接購入し廳内試験所に於て試験を行ひ合格したるものを別府市及御越町の假倉庫に納入せしめ必要に應じ供給せり土工及橋梁の工事は大正十二年四月一日著手本年三月三十一日完了せしも路面輾壓及並木移植等の工事は未だ終了せざるを以て施行年度を一ヶ年延長し本年度完成の豫定なり

◇ 國道十號線篠ノ井橋架設工事概要

長野縣土木課長 西 池 氏 文

本橋は國道十號線、屋代篠ノ井兩町間の千曲川に架設せられ現在篠ノ井橋（一名唐猫橋）は信越線鐵道橋の上流約貳百間に在り構造簡單なる木造投渡式を以て平水敷にのみ架設しあるものなれば洪水起る毎に、橋板を取外さざるべからざるに依り交通上の支障大なるものあり毎年之れが維持修繕に要する費用は平均參千圓以上にして縣、經濟の上より見るも相